第 126 回定時株主総会における議決権行使結果に対する分析・対応の概要について

2026 年 10 月 30 日
株式会社リコー 取締役会

株式会社リコー（以下、「当社」）は、 2026 年 6 月 23 日開催の第 126 回定時株主総会において、5 議案を上程しました。すべての議案が可決されましたが、第 2 号議案「取締役 8 名選任の件」における山下 良則および大山 晃の選任に対する賛成率は、それぞれ 60.51%および 55.69%となりました。また、第 5 号議案「取締役賞与支給の件」に対する賛成率は 64.01%となりました。

当社は、反対票が相当数に至った要因を株主の皆様へのヒアリング結果も踏まえて改めて分析し、今後の対応について検討してまいりました*1。その概要を下記の通りご報告いたします。

１．反対票が相当数に至った主な要因

⑴ 取締役8名選任の件（山下 良則および大山 晃）について

株主の皆様が期待する資本コストを下回る資本収益性（ROE）が継続し、株価純資産倍率（PBR）も1倍未満の水準で推移しています。これらの課題に対して、株主の皆様に確信いただける改善計画とスピードのある実行を十分にお示しできなかったことが、相当数の反対票が投じられた主な要因であると考えております。

⑵ 取締役賞与支給の件について

今年度に改定した資本コスト連動型の報酬制度導入などの取り組みは一定の評価をいただいた一方で、2026年3月期決算における業績結果および第21次中期経営戦略における財務目標未達などが、相当数の反対票が投じられた主な要因であると考えております。

２．分析・対応に関する議論の要旨

取締役会の審議における主な意見の要約は、以下の通りです。

- 今回の厳しい結果を真摯に受け止め、監督と執行が一層の危機感と緊張感を持って、企業価値向上に向けた取り組みを一層加速するための踏み込んだ議論と意思決定が求められる。そのためには、業績および企業価値低迷の根源的な真因分析を行い、ローリング方式による経営戦略の実効性を高める必要がある。
- 資本コストを上回る資本収益性の実現に資する執行体制や経営基盤の強化を継続的に行い、経営の実行力と経営スピードの向上を後押しする必要がある。取締役会としてもモニタリング機能の高度化に向けて不断の改善を行い、取締役会の実効性向上の結果に繋げる必要がある。
- 適正な企業価値の形成のためには、業績として結果を出していくことはもとより、取締役会としても執行と連携しながら株主の皆様との対話を充実させ、得られた知見を経営に反映していくことが不可欠である。

３．分析結果を踏まえた今後の対応

取締役会は、今回の議決権行使結果を踏まえ、企業価値・株主価値の向上が喫緊の課題であるとの認識のもと、以下の通り対応を進めてまいります。

⑴ 独立社外取締役を主体とした経営戦略のレビューの実施

当社取締役会は、株主から負託された取締役会の責務として、これまで以上に踏み込んだ議論を通して、企業価値・株主価値の向上に向けた具体的な取り組みを加速してまいります。その一環として、独立社外取締役の客観的かつ独立した視点を活かし、企業価値・株主価値の向上に資する経営戦略の在り方について、あらためて株主視点を踏まえた評価・検証を行います。具体的な取り組みとして、「独立社外取締役を主体としたストラテジック・レビューの実施*2」を取締役会にて決定いたしました。社外役員（独立社外取締役及び社外監査役）で構成される「ストラテジック・レビュー・プロジェクト・チーム」により、独立社外取締役主導のもと、当社の経営戦略や主要な経営課題について、客観的かつ独立した立場からレビューを進めてまいります。

⑵ 資本収益性の向上に向けた経営の実行力および監督機能の強化

持続的な資本収益性の向上を実現するために、従前進めてきた経営の実行力を後押しする諸制度（報酬・評価制度や執行役員制度の見直し等）の運用を徹底してまいります。また同時に、取締役会によるモニタリング機能の強化および経営トップや経営チームに対する評価プロセスを厳格に進め、⑴で記載する取り組みを含めて、取締役会の実効性を高めてまいります。

⑶ 監督機関による株主の皆様との対話の充実

取締役会および指名・報酬委員会等の監督機関による株主の皆様との対話を拡充し、対話で得た知見を真摯に経営に反映することで、企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。

*1 コーポレートガバナンス・コード

【原則１－３．株主総会で相当数の反対があった会社提案議案】

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主の権利の実質的な確保に資するよう適切に対応すべきである。

*2 詳細については以下開示文書をご確認ください。

独立社外取締役を主体とした「ストラテジック・レビュー」の実施に関するお知らせ（2026年10月6日開示）

以上